

重点要望(継続)

要望先：滋賀県琵琶湖環境部 環境政策課、下水道課
滋賀県土木交通部 都市計画課



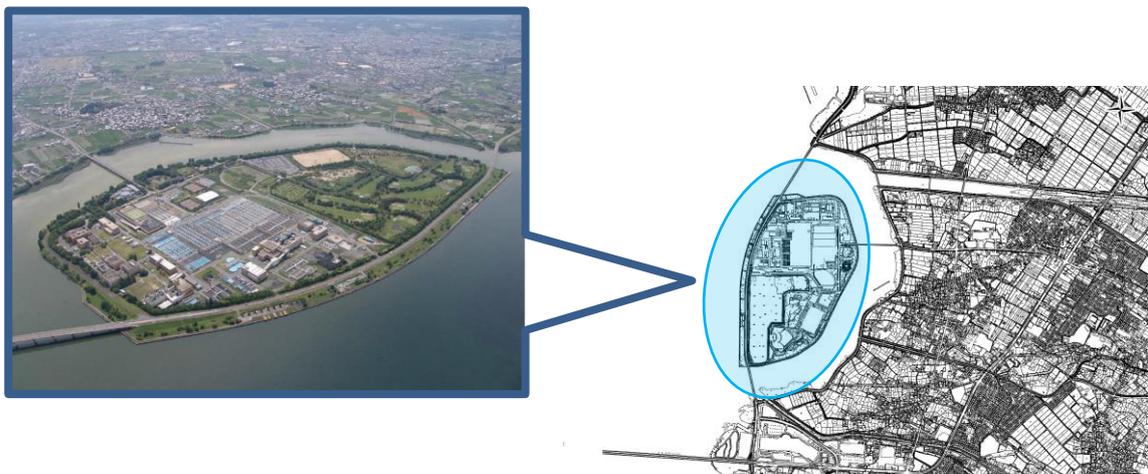
矢橋帰帆島公園の活性化について【県への要望】

要望内容

滋賀県では、県内全体の公園の魅力を高める「THE シガパーク」という理念を掲げられ、矢橋帰帆島公園（下水処理場）についても、公園の一つとして、令和5年度に「矢橋帰帆島公園活性化方針」を定められたところであり、また、併せて安全上の理由で使用禁止となった遊具のリニューアルを進めていただいているところである。

地元の老上西学区まちづくり協議会においては、中間水路や湖岸緑地を含む矢橋帰帆島全域を重要な地域資源として捉え直し、令和4年度に立命館大学と連携し、「みんながつながるウォータータウン」を策定され、その実現に向けて中間水路を活用したカヌー体験会を自主開催されているところであり、本市においても地域とともにその実現に向けて積極的な取り組みを進めていることから、「矢橋帰帆島公園活性化方針」の具体化については、地域の意向も踏まえて検討いただくとともに、淡海環境プラザの運営についても、地域が取り組まれる環境保全活動等と連携を図り、矢橋帰帆島や中間水路のリアルな自然環境を含め「環境」を学ぶ拠点となるよう、矢橋帰帆島公園との一体的な利活用方策と併せて検討いただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・矢橋帰帆島公園は、大型遊具や多目的グラウンド等が設置されており、市内外から年間30万人を超える利用者があるが、遊具点検の結果、安全面を考慮して令和5年9月に広場にある15の遊具のうち6つの遊具が使用禁止となり、現在もその状況が続いている。また、施設によっては利用率が低いこともあり、広大な敷地の有効活用に課題がある。
- ・令和5年度に「矢橋帰帆島公園活性化方針」を策定されたが、その具体的な内容や時期については定まっておらず、今後、活性化方針の具体化、事業化に向けて、地域の意向を踏まえ、地域とともに取り組んでいただくことが重要である。
- ・老上西学区まちづくり協議会においては、大学の知見を得ながら、県担当部局にも参画いただいたワークショップにより策定した「みんながつながるウォータータウン」の実現に向けた第一歩として、中間水路でのボランティア団体による周辺清掃活動やカヌー体験会といった取組を進めている。
- ・淡海環境プラザは環境保全に関連した施設であり、令和5年度に展示内容のリニューアルをいただいたが、地域から更なる活用に向けた意見がある。
- ・矢橋帰帆島の湖岸緑地部分は、都市公園であり、下水処理場の附属施設である帰帆島公園と法体系や管理体系が異なることから、矢橋帰帆島としての一体的な整備やマネジメントが難しい状況になっている。

事業実施による効果

- ・利用者や住民ニーズにあった利活用が図ることができる。
- ・指定管理者制度やPark-PFI制度に準じた整備手法などを視野に入れ、民間活力を活かした優良な投資を誘導し、管理者の財政負担を軽減しつつ、公園の質の向上や利用者の利便の向上を図ることで、新たなにぎわい創出や地域振興の推進が期待できる。
- ・本市の郊外地域の地域振興につながり、草津市版地域再生計画に基づく持続可能なまちづくりが推進できる。
- ・滋賀県有数の観光入込客数を誇る公園として、滋賀県南部の水辺エリアにおける観光振興に寄与し、「THE シガパーク」の理念の実現が図ることができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 地域振興係
TEL：077-561-6802

要望先：滋賀県商工観光労働部 観光振興局
滋賀県土木交通部 都市計画課

烏丸半島および矢橋帰帆島を含む湖辺エリアのにぎわいと交流の創出について【県への要望】

要望内容

烏丸半島や矢橋帰帆島、琵琶湖湖岸緑地など、本市の琵琶湖辺については、県が策定された「みどりとみずべの将来ビジョン」における活用エリアと位置付けられており、琵琶湖辺の魅力を活かし、有効活用を進め、琵琶湖の保全に寄与していくことが求められている。

烏丸半島においては、長らく課題であった中央部の低未利用地（約9ha）の民間活用について、本市（草津市土地開発公社）が滋賀県に代わって、令和6年4月に、公募型プロポーザルにより、複合型観光集客施設事業実施事業者の選定を行ったところであり、今後、県立琵琶湖博物館や市立水生植物公園みずの森、道の駅草津などエリアの観光資源がこれまで以上に連携し、一体的なエリア価値の創造と観光情報の発信を展開していくことが重要である。

については、今後の観光振興等について、県が積極的にリーダーシップを発揮し、烏丸半島が、県を代表する観光拠点の一つとなるよう、独立行政法人水資源機構が所管する、ホワイトビーチや多目的広場、烏丸レイクポートの利活用等、県が主体となった観光振興策を展開いただきたい。

矢橋帰帆島（下水処理場）については、令和5年度に策定された「矢橋帰帆島公園活性化方針」の具体化を検討される際には、県内有数の観光入込客数を誇る公園として、観光振興の視点からも検討をいただきたい。

また、琵琶湖湖岸緑地（都市公園）は、上記の烏丸半島から矢橋帰帆島を繋ぐ動線にあり、ビワイチの取組みと歩調を併せて、Park-PFI制度等により、民間活力を導入に向けた利活用に向けて検討いただきたい。

位置図



現状と課題

- ・ 烏丸半島には琵琶湖でも数少ない船着き場があり、中央部（9 h a）の民間観光集客施設と隣接する県立琵琶湖博物館、市立水生植物公園みずの森、道の駅草津との相乗効果により、今後ますますのにぎわい創出が期待される場所であるが、現在のところ、独立行政法人水資源機構の所管となっていること、また、現状の烏丸半島の持つ集客力が弱く、湖上交通による収益性が見込めないことから定時運行がされていない。
- ・ 琵琶湖の湖上交通については、乗船そのものが観光資源となり得るが、目的地となり得る魅力ある湖辺の集客施設が不足しており、現在、定時運行がなされていない。
- ・ 矢橋帰帆島については、「急がば回れ」の語源となった近江八景の「矢橋の帰帆」としての歴史があり、また、湖岸緑地には県教育委員会の船着き場が存置しているが、老朽化が進み有効活用が図れていない。
- ・ 烏丸半島については、エリアブランディングを含め、一体的な集客や管理・マネジメント組織が存在せず、県・市の各施設が個々に集客を行っており、エリアの持つポテンシャルを活かしきれていない。
- ・ 烏丸半島については、イナズマロックフェスにより知名度が向上したものの、年間数日の稼働となっており、その他の十分な活用が出来ていない。
- ・ 烏丸半島からの景観は、比叡の山並みと琵琶湖を一望できるなど、季節により、また、朝夕において滋賀の魅力を満喫できる魅力的な場所であるものの、「シガリズム」の文脈において十分活用ができていない。
- ・ 琵琶湖湖岸緑地については、ビワイチの利用者を始め、県内外の利用者により、ごみやトイレ等の環境の悪化が問題となっており、P a r k—P F I制度を活用した維持管理が求められている。

事業実施による効果

- ・ 現在、十分な活用が図られていない草津市の湖辺エリアにおいて、烏丸半島および矢橋帰帆島、琵琶湖湖岸緑地を、面的に捉え、プロデュースすることで、にぎわい創出や観光振興等の拠点とすることができる。
- ・ 琵琶湖辺に魅力的な観光拠点を整備し、湖上交通の目的地とすることで、琵琶湖の持つポテンシャルを最大限に発揮し、シガリズムによる観光振興が実現できるとともに、民間活用による琵琶湖の持続的な保全を行うことができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 地域振興係
TEL：077-561-6802

要望先：滋賀県土木交通部 道路保全課

浜街道の整備について【県への要望】

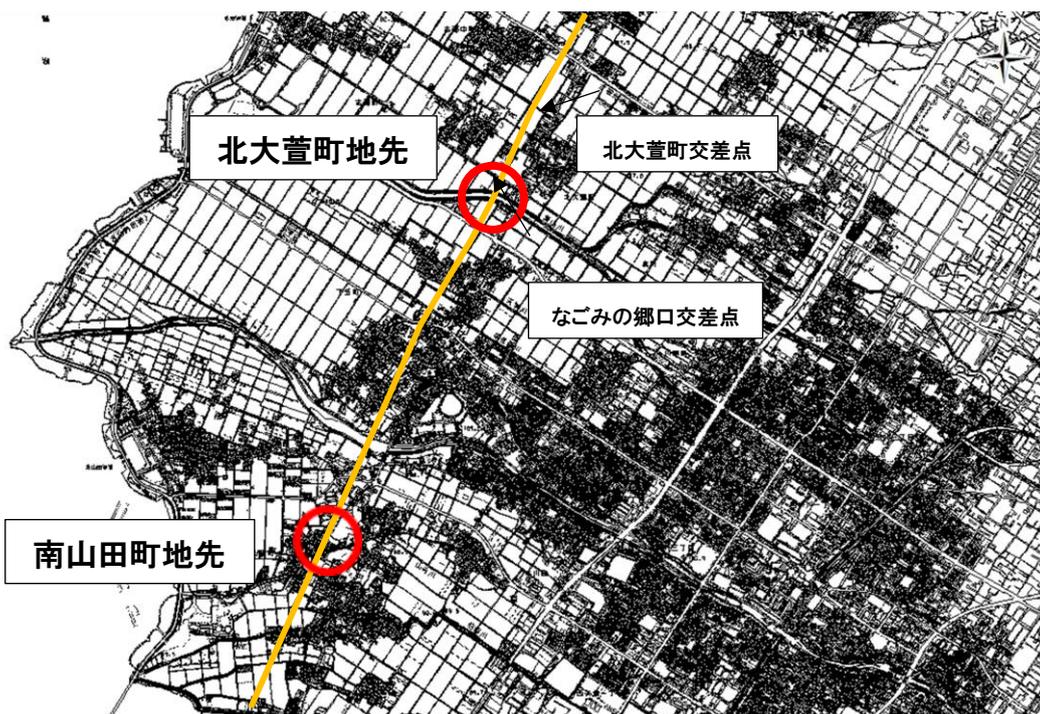
要望内容

主要地方道大津守山近江八幡線（以下「浜街道」という。）は、草津市版地域再生計画において、郊外地域の「生活拠点」形成の軸となる幹線道路と位置付けるとともに、地域公共交通における地域間幹線系統（バス）が運行するなど、本市の郊外地域が持続可能なまちづくりを行う上で重要な主要地方道である。

一方で、県南北の交通を支える幹線道路として、日に1万台を超える交通量がある中で、幅員が狭く、歩道が未整備な箇所が存在するため、歩行者や自転車等により地域コミュニティを支える「生活拠点」へ安全安心に通行できる環境が十分に確保されていないところである。

については、滋賀県道路整備アクションプログラム2023に位置付けいただいた北大萱地先（なごみの郷口交差点～北大萱町交差点付近）および南山田町地先について引き続き、歩道整備等の拡幅整備をいただくとともに、今後、新たな「生活拠点」の形成が予定されている地域について、浜街道におけるまちづくりと合わせた安全な移動の確保について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



写真

- ① 浜街道 北大萱町地先
(葉山川橋梁付近)
- ② 浜街道 南山田町地先



現状と課題

- ・歩道が未整備の区間が多いため、歩行者の安全が確保できず非常に危険な状況にある。
- ・北大萱町地先葉山川橋梁付近については、近隣の集落や生活拠点へのアクセスを支える重要な道路であるが、歩道が整備されていないため、地域における拠点形成にあたっての支障となっている。
- ・南山田町地先については、急激に幅員が減少している区間であり、非常に危険な状況にある。
- ・山田地域では、地区計画に基づき民間事業者による「生活拠点」の形成が事業化されたことから、地域のまちづくりに合わせて、公共交通や徒歩、自転車等での生活拠点へのアクセス性向上を進めて行く必要がある。

事業実施による効果

- ・浜街道における自動車や歩行者等の円滑な通行形態が確保でき、通行時の安全性を高められることで、周辺地域の生活環境の改善につながり、草津市版地域再生計画に基づく持続可能なまちづくりに寄与する。
- ・歩行者の安全な通行を確保することができ、人命にかかわる事故等の未然防止を図ることができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 都市地域戦略係

TEL：077-561-6802

建設部 土木管理課 国県事業推進係

TEL：077-561-1501



要望先：滋賀県土木交通部 交通戦略課

JR南草津駅周辺エリアの交通対策について 【県への要望】

要望内容

JR南草津駅周辺エリアについては、交通渋滞の発生により、路線バス等の運行に支障が生じており、公共交通の定時制が損なわれている状況である。

今年度は、市・県・県警および立命館大学をはじめとする各関係機関と連携し、県が実施した南草津駅周辺の道路交通状況を可視化する調査研究の結果を踏まえた対策を検討するとともに、引き続き東西ロータリーの改良について「まちづくり」や「にぎわい」の観点も踏まえ、公共交通中心の新しい駅前づくりに向けて検討する。

滋賀県道路アクションプログラム2023に示されている拠点連携型都市構造の実現に向けて、駅へのアクセス道路や駅前広場の整備・機能拡充等により、地域公共交通ネットワークの中心となるバス交通の利用を促進し、乗り継ぎ環境や走行環境を改善する対策の推進について特段の配慮をお願いしたい。

また、滋賀地域交通ビジョンに基づき、地域交通によって「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動できる」社会を目指す滋賀県において、引き続き、南草津駅周辺エリアの交通渋滞の解消、ならびに公共交通の定時性等が確保されるスムーズな運行を目指し、公共交通の利便性の向上を図るために、広域的な交通対策について共に取り組んでいただきたい。

位置図



現状と課題

- ・ J R 南草津駅前東口ロータリー内の混雑は、ロータリー付近の信号機の運用変更により一定の改善を図ることができた。
- ・ 周辺道路においては交通渋滞が発生しており、路線バス等の定時性が損なわれており、特に夕方は立命館大学びわこ・くさつキャンパスから J R 南草津駅まで所要時間で最大 60 分程度かかる場合もある。
- ・ 駅周辺における渋滞緩和や定時性確保については、依然として課題があることから、引き続き、市・県・県警および立命館大学をはじめとする各関係機関が連携し、南草津駅周辺交通対策検討会においても、中長期の交通対策について検討する必要がある。
- ・ 滋賀県において、「拠点連携型都市構造」の実現に向け、道路アクションプログラム 2023 で取り組む道路整備に加えて、公共交通へのシフトを図る取組について今後推進することが示されている。
- ・ 今後の対策実施の際にも南草津駅周辺を含む広域的な交通対策や駅前広場の整備・機能拡充等について、県の支援が不可欠である。

事業実施による効果

- ・ 滋賀県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結び付く。
- ・ バス交通の利便性の向上および活性化が図れていくことで、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・ 自家用車から公共交通への利用転換により、環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等が図れる。

担 当：都市計画部 交通政策課 交通政策係
TEL：077-561-2343

重点要望(継続)

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課、都市計画課



都市計画道路平野南笠線の整備促進について【県への要望】

要望内容

(都)平野南笠線については、県の目指す広域道路ネットワーク形成において、「環びわこ放射状ネットワーク」における放射状道路を構成する路線のひとつであり、令和4(2022)年度に策定の滋賀県道路整備アクションプログラム2023において、国道1号以東の区間を、拠点間ネットワーク整備事業として位置付けていただいた。また、これらの具体的な整備に向けて検討をいただいているところである。

本市においても、第6次草津市総合計画において、将来のまちの構造における「環状軸」として位置付けており、新浜工区(大江霊仙寺線~大津湖南幹線)については県に協力いただき事業を進めていくため、特に下記について特段の配慮をお願いしたい。

- ・大津市平野~国道1号の整備促進
うち、山手幹線~滋賀アリーナ(暫定2車線区間)の4車線整備

位置図・写真



現状と課題

令和6（2024）年度から令和7（2025）年度にかけての山手幹線の供用や、びわこ文化公園都市の施設拡充により、交通量の増加が見込まれることから、幹線アクセス道路の整備が必要となる。

湖南地域において、各南北軸の主要な幹線道路を結ぶ東西アクセス道路が整備されておらず、交通混雑が発生している。特に、新名神高速道路草津田上ICからの東西アクセス軸として、大津湖南幹線、国道1号、京滋バイパス、山手幹線、さらには大津市平野までを東西に連絡する広域的な幹線軸となる道路整備が急務である。

なお、令和5（2023）年度から道路概略設計に取り組んでいただいている。

事業実施による効果

- 1 大津湖南地域と名神・新名神のアクセス性が向上するとともに、開通が予定されている新名神の区間（大津JCT～城陽JCT・IC）との相乗効果により、県外との交流ネットワークが充実し、近畿圏と中部圏との更なる交流の活発化が期待でき、産業振興に寄与できる。
- 2 周辺幹線道路のネットワーク効果が高まり、大津湖南地域の交通渋滞の緩和と産業振興に大きく貢献できる。
- 3 びわこ文化公園都市内に整備された滋賀アリーナや県立美術館などの施設への、県内外からの来訪者の利便性をより向上させることにより、利用促進を図ることができる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係 TEL：077-561-1501
都市計画部 都市計画課 計画係 TEL：077-561-2375

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

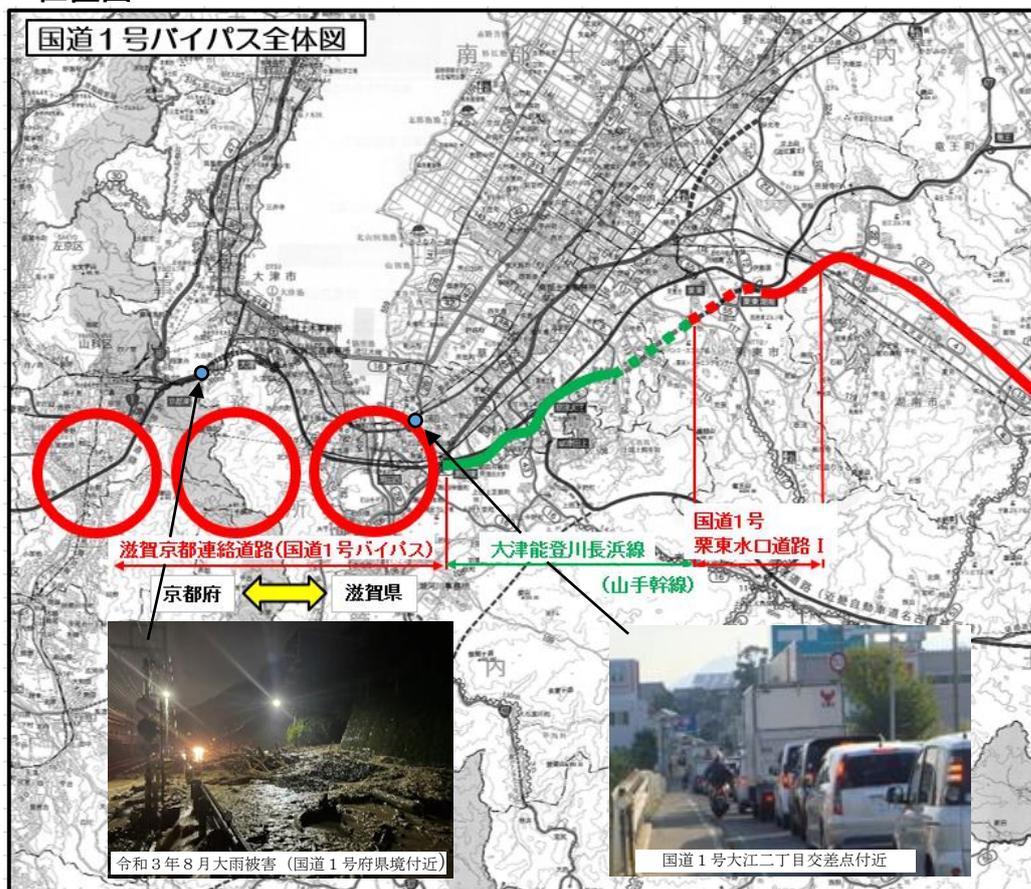
山手幹線（主要地方道大津能登川長浜線、栗東水口道路Ⅰ）の確実な整備の完了および、滋賀京都連絡道路（滋賀・京都間の新しい国道1号バイパス）の整備について【国への要望、県への要望】

要望内容

山手幹線（大津能登川長浜線）について、国道1号における慢性的な交通渋滞の緩和のために、令和6（2024）年度から令和7（2025）年度にかけての供用に向け、確実な整備および周辺交通への対策を進めていただくとともに、栗東水口道路Ⅰについても、令和7年秋供用に向け着実な整備の完了について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、供用後の影響を鑑み、その先線の道路ネットワークとして、滋賀京都連絡道路（滋賀・京都間の新しい国道1号バイパス）の整備に向け、道路調査を強力に推進し、早期に計画を策定されるよう、国に対して積極的に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

国道1号は、県内の商工業や物流など経済活動に重要な道路であるが、草津市内はもとより滋賀・京都間において未だに2車線区間であり、交通の集中による慢性的な渋滞により経済・産業活動が大きく阻害されている。

また、令和3（2021）年8月大雨被害のほか、過去には平成25（2013）年9月の台風18号による豪雨や大雪により、国道1号に加え名神高速道路等の府県境の道路ネットワークが長時間にわたり寸断されたこともあり、その社会的影響を鑑み、機能強化が必要な状況となっている。

現在整備中である国直轄の国道1号栗東水口道路および県の山手幹線（大津能登川長浜線）が供用開始された場合、その先の滋賀・京都間がネックとなっていることから、草津市域の幹線道路においてさらなる渋滞が引き起こされることが懸念されている。供用開始後の交通対策について、関係機関で構成する山手幹線供用対策協議会を開催し、検討いただいている。

事業実施による効果

- 1 国道1号のバイパス機能を発揮されることと併せて、新名神高速道路草津田上ICとの接続が円滑化されることにより、広域基幹道路のネットワークが強化され、現国道1号の渋滞緩和による安定的・持続的な産業・経済の成長が期待できる。
- 2 災害時においても、確実な交通が確保されることにより、地域住民の安全・安心な生活の実現に貢献される。

担当：建設部 土木管理課 国県事業推進係 TEL：077-561-1501
都市計画部 都市計画課 計画係 TEL：077-561-2375

重点要望(継続)



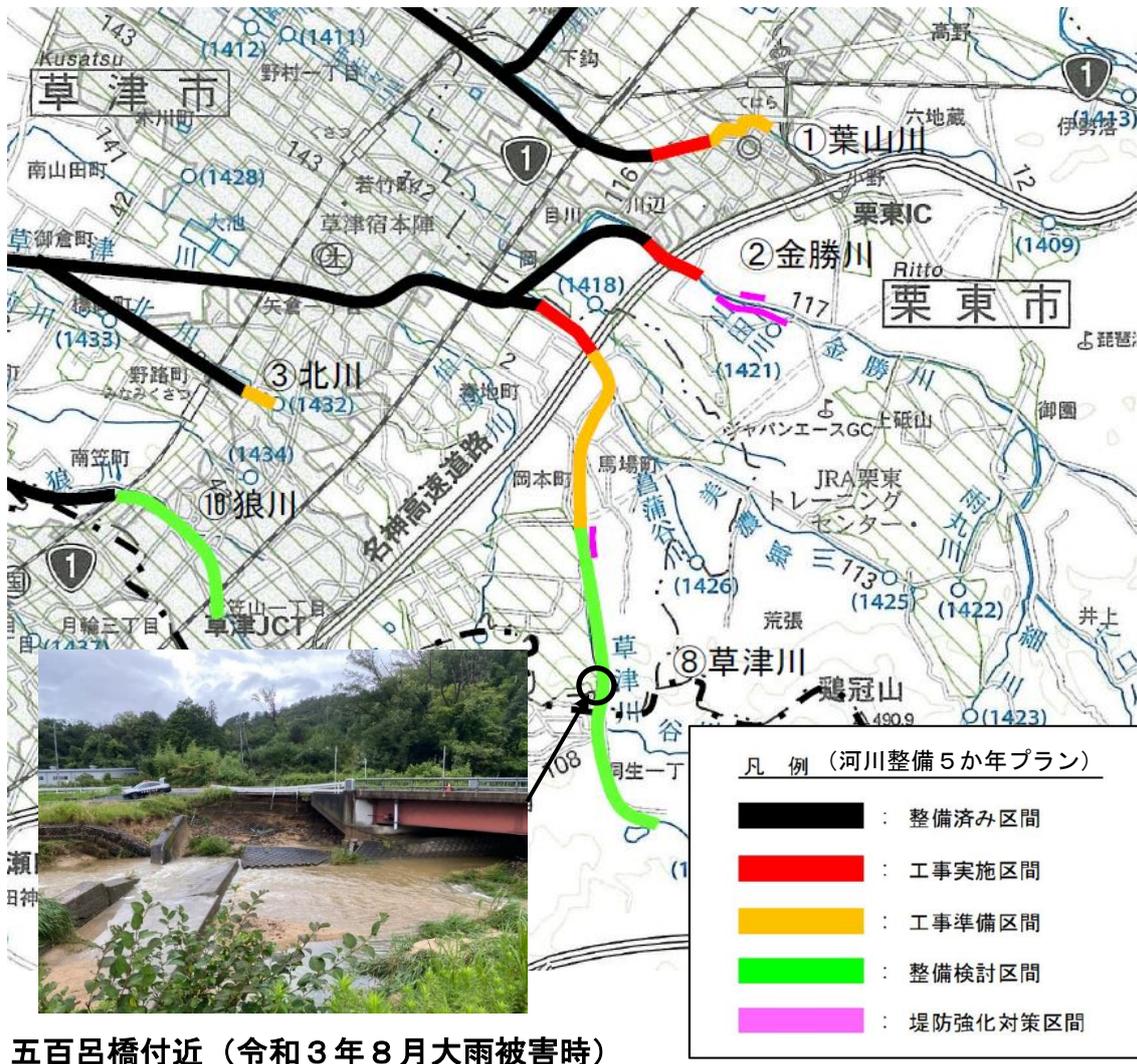
要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局

草津川上流部の河川改修の促進について【県への要望】

要望内容

近年、異常な豪雨が頻繁に発生し、草津川上流部では、令和3（2021）年8月大雨被害など、護岸洗掘による破堤被害の危険性が増しつつあるため、市民の生命財産を守るためにも、令和5（2023）年度末に策定された、「滋賀県河川整備5か年プラン」において、工事実施区間に位置付けられた区間について、地域と連携した着実な事業実施をいただくとともに、引き続き、工事準備区間・整備検討区間の早期事業化について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真



現状と課題

一級河川草津川は、金勝川との合流点から上流部は依然として著しい天井川の形態を呈し、改修がなされていない。平成25（2013）年9月の台風18号では、草津川の堤防が一部崩れ、甚大な被害が発生するおそれのある状況であった。

当該河川は、集落から最大7～8mの高さがある天井川であり、河床の土砂堆積や、護岸等が老朽化している箇所が見受けられ、その対策が必要である。

上流部では、過去に水害が発生していることや、令和3年8月大雨被害など、近年全国的に想定を超えるような降雨による甚大な被害も発生していることから、水害に対する市民の不安が高まっており、安全・安心な市民生活確保のため、早急に河川改修を図る必要がある。

令和5年度に「甲賀・湖南圏域河川整備計画」を変更の上、策定された「滋賀県河川整備5か年プラン」において、金勝川合流部から名神高速道路までを工事实施区間、名神高速道路から山手幹線までを工事準備区間に位置付けいただいた。

事業実施による効果

- 1 甚大な水害が予想される当該河川の改修により、流域の治水安全度が飛躍的に向上し、安全・安心な市民生活を享受することができる。
- 2 浸水リスクの低減により、市街地の発展や地域の活性化が期待できる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係 TEL：077-561-1501
河川課 河川係 TEL：077-561-2397

要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局、監理課

一級河川および県有地の適正な維持管理について 【県への要望】

要望内容

治水安全度の向上および周辺住民の生活環境の向上を図るために、草津川をはじめとした市内の一級河川や草津川廃川敷等の県有地における年2回の草刈、不法投棄防止を含むパトロール強化、立木伐採の適時実施および計画的な浚渫に取り組んでいただくよう特段の配慮をお願いしたい。

また、河川愛護活動事業については、参加団体が減少するなど、団体の負担が大きいため、実情に応じたより一層の制度の見直しに取り組んでいただくよう特段の配慮をお願いしたい。

写真



十禅寺川
南笠町地先（雑草繁茂・土砂堆積）



伊佐々川
西浜川一丁目地先（土砂堆積）



狼川
南笠町地先（雑草繁茂・土砂堆積）



草津川廃川敷
上笠四丁目地先（雑木・雑草繁茂）

現状と課題

草津川廃川敷および一級河川、特に草津川については堤体が広大で、夏季には雑草や雑木が繁茂して害虫等が発生しているとともに、土砂堆積により、増水時に水位が上がりやすい状況であり治水安全上の懸念がある。昨年度は、草津川（橋岡町地先）などの浚渫を実施いただいたが、年1回の草刈では雑草が繁茂している状況である。他の一級河川においても、雑草繁茂により、不法投棄が行われる場所となり、その対応に苦慮している。

また、沿川農用地の利用者や周辺自治会が河川愛護等により清掃作業に取り組んでいただいているものの、高齢化等により作業参加に限界がある団体が増加していることから、河川愛護活動事業に対する支援や制度設計の見直しが必要であり、加えて、引き続き河川管理者による適切な維持管理が必要である。

事業実施による効果

- 1 適正な管理により、治水安全度の向上や、沿川・沿道住民の良好な生活環境が確保できるとともに、農作物への害虫被害が軽減されるなど、市民が安全で安心できる快適な生活環境の創出につながる。
- 2 廃川敷地の有効利用が図れるとともに、良好な生活環境の確保もできることから、これらを生かした地域のまちづくりにつながる。
- 3 事業参加に限界が近づく地域団体においても、河川愛護活動事業の継続が可能となる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係 TEL：077-561-1501
河川課 河川係 TEL：077-561-2397

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

一般国道1号草津市矢倉二丁目地区歩道整備について 【国への要望】

要望内容

一般国道1号草津市矢倉二丁目地区歩道未整備区間(上り)については、南草津駅前付近であり歩行者が多いものの、歩道が整備されておらず大変危険であることから、歩道の今年度内完成について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真



写真①



写真②



現状と課題

一般国道1号草津市矢倉二丁目地区については、生活道路としても利用されているが、歩道が未整備であることから、歩行者・自転車が路肩を通行することになり、大変危険な状況となっている。自転車が歩行者を追い越す際、突然車道にはみ出すなど危険な走行が見られる。

また、滋賀県の事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の事故危険区間リストに選定されている。

事業実施による効果

当該整備により、国道1号の交通安全対策に寄与でき、事故危険区間の解消へとつながる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係
TEL：077-561-1501

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

一般国道1号月輪電線共同溝の整備について 【国への要望】

要望内容

一般国道1号については主要幹線道路であるが、2車線で無電柱化されていない区間があり、災害時の緊急輸送に支障をきたす可能性があることから、災害時における緊急輸送道路の機能を確保できるよう、順次、無電柱化を推進いただきたく、特に令和5(2023)年度から事業化いただいている月輪電線共同溝の整備推進について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真



現状と課題

一般国道1号については緊急輸送道路であるが、草津市域において、2車線が無電柱化されていない区間（京滋バイパスとの分岐部から大津市域界まで）があることから、災害時に電柱が倒壊した場合、緊急車両の通行が遮断される可能性がある。

また、生活道路でもあることから、歩行者の通行も多く、安全で快適な歩行空間の整備が求められる。

事業実施による効果

- 1 電線共同溝を整備し無電柱化することで、国道1号の災害時における緊急輸送道路を確保することができ市域の救急支援活動に寄与する。
- 2 安全で快適な歩行空間および良好な都市景観の形成を図ることにより、安全・安心で魅力的なまちづくりに寄与する。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係
TEL：077-561-1501

要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局

市街地における一級河川の改修と公共下水道（雨水）整備との連携について【県への要望】

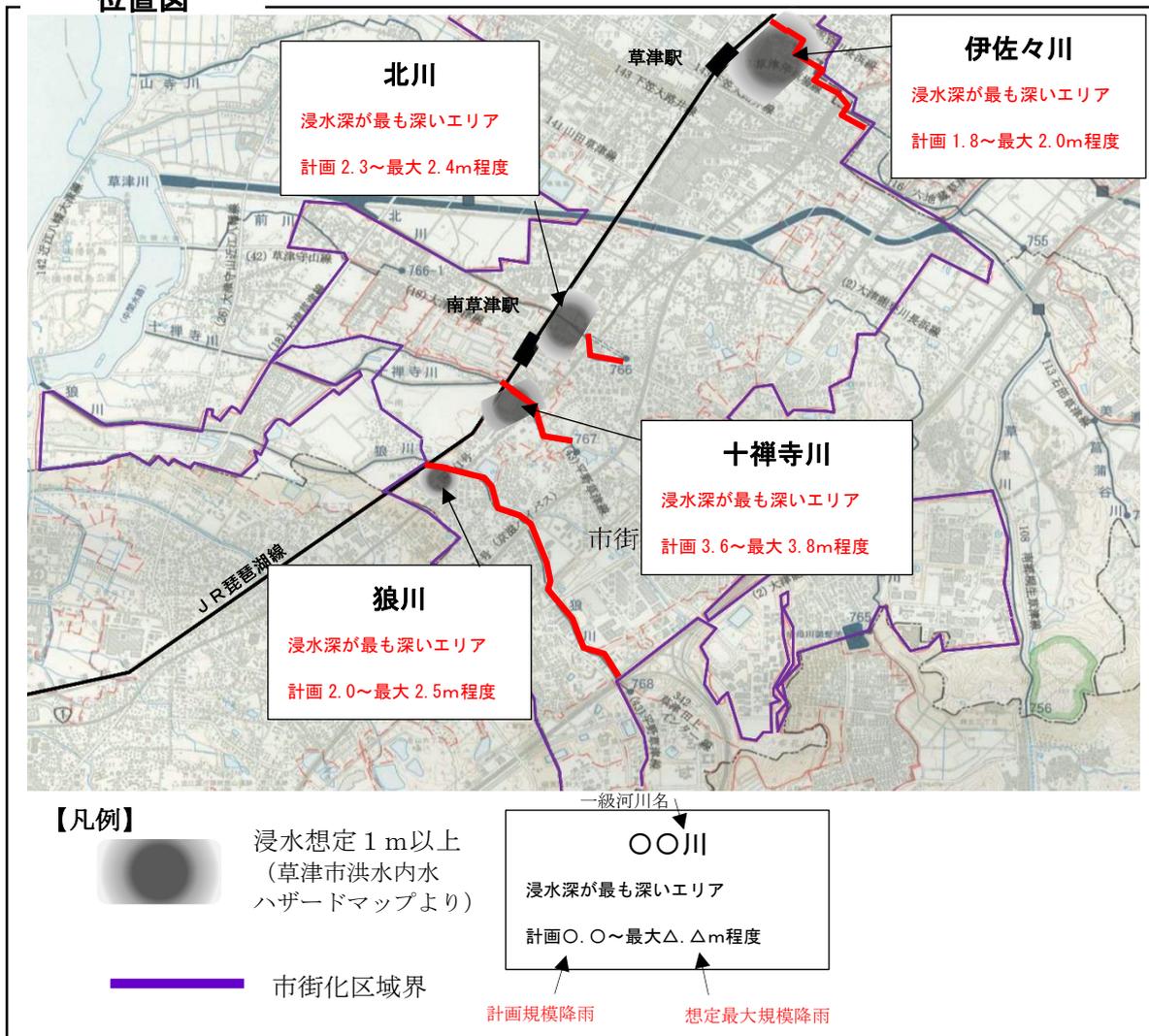
要望内容

市街地において一級河川上流部が未改修となっていることから、大雨や台風などによる浸水被害軽減のため、市が実施する公共下水道（雨水）整備の吐口となる、一級河川北川、狼川、十禅寺川、伊佐々川の改修を積極的に進めていただきたい。

特に河川整備計画に位置付けのある下記の河川について、特段の配慮をお願いしたい。

- ① 北川（JR交差部から国道1号まで、および国道1号より上流0.3km）の早期完成
- ② 狼川（調査検討区間1.8km）の概略設計

位置図



現状と課題

平成25（2013）年9月の台風18号の豪雨において、草津川や狼川の堤防が一部崩れ、また、十禅寺川では越水のおそれがあったため、土のうを積み水防活動で緊急的な対策を講じたところである。

北川はJ R交差部上流約220mまで、十禅寺川・狼川はJ R交差部下流側まで改修済みであるが、市街化区域内の住宅密集地となっている上流部が未改修であり、天井川のままでは治水安全度が低く危険な状況である。

草津市洪水・内水ハザードマップにおいては北川、十禅寺川、狼川、伊佐々川のJ R交差部上流域では浸水深が1.8m～3.8m程度の範囲が存在し、すべての河川が市街化区域内にある天井川である。

これら市街地の浸水被害軽減のために市では雨水施設整備を実施したいが、その流末となる一級河川が改修できていないことから事業実施に支障をきたしている。

事業実施による効果

大雨災害時、甚大な被害が予想されることから、一級河川の改修により被害を未然に防ぐとともに、流域内の抜本的な治水対策が図れ、住民の生命財産を守り、安全で安心な市民生活につながる。

担 当：建設部	土木管理課	国県事業推進係	TEL：077-561-1501
	河川課	河川係	TEL：077-561-2397

一般要望(新規)

要望先：滋賀県土木交通部 住宅課
滋賀県総合企画部 県民活動生活課



公営住宅建替事業への支援について【国への要望】

要望内容

老朽化が進んだ公営住宅の建替について、早期に事業着手が必要な団地を選定するため、令和3年3月に策定した「草津市公営住宅建替基本計画」に基づき、計画の中で最も優先順位が高かった木川団地、西一・下中ノ町団地について建替事業に着手するものである。

建替事業に必要な業務を実施するにあたり、円滑な事業実施が図れるよう交付金要望額の重点的な確保について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

建替後イメージ図



木川団地建替イメージ（共同住宅タイプ）

※上記パース図は、あくまでイメージであり、実際に建てる市営住宅とは異なります。

現状と課題

市中心部の小規模団地には法定耐用年限を間近に迎える住戸を保有しており、それらの更新が課題となっている。住宅政策における上位計画である「草津市住生活基本計画」で想定する公営住宅等の需要に適切に対応するために必要なストックの構成を早期に整えるとともに、「草津市公営住宅建替基本計画」に基づき、建替により集約化を進め、維持管理コストの縮減を図っていく必要がある。

建替事業は、現地建替を予定しているため、高齢な入居者等に仮移転および本移転をお願いする必要がある。

入居者に複数回の転居を求める事業であり、入居者の生命財産を守る観点から着実な事業実施が求められている。

事業実施による効果

老朽化が進む公営住宅について、高齢者や子育て世帯等に優しい公営住宅の整備を行うことにより、高齢化が進み、公営住宅等への居住ニーズが高まる中、適切に高齢者等の住宅確保要配慮者等の居住の安定と集住を進め、住宅に困窮される市民に対し、平時・有事を問わず安全で快適な住まいの供給が可能となる。

担 当：建設部 市営住宅課 市営住宅係
TEL：077-561-2395

現状と課題

草津川跡地整備事業は、平成23（2011）年に策定した草津川跡地利用基本構想および平成24（2012）年度に策定した草津川跡地利用基本計画に基づき、草津川跡地を琵琶湖と市街地を結ぶみどり軸として整備しているが、関連する市道の整備も含め事業には多額の費用が必要となることから、事業実施にあたっては、国の補助金等の積極的な財政支援が必要であり、また、平成25（2013）年3月に締結した県との覚書に基づき、引き続き、県の財政支援と、区間6において栗東市の事業が円滑に進められるよう調整していただく必要がある。

事業実施による効果

- 1 貴重な自然環境との調和に配慮しながら緑地空間を創出することにより、県民の生活にうるおいとやすらぎを与えることができる。
- 2 天井川や旧街道など県民に親しみのある歴史的資源を保全・活用することにより、まちの魅力を向上させることができる。
- 3 琵琶湖湖岸から防災ステーションまでを緊急輸送の道路として整備することにより、広域防災機能を補完することができ、沿線住民の一次避難地としての役割を果たすことができる。
- 4 新たな集客・魅力拠点を整備することにより、中心市街地活性化とともに、にぎわい空間を創出することができる。
- 5 本市だけでなく県の観光・集客施設として認知され、周辺地域の経済効果や県外等から観光客増加が見込まれる。
- 6 関連する市道の拡幅整備により、草津川跡地（区間6）と都市計画道路矢倉草津線（ふれあいロード）を結ぶ道路が確保され、国道1号・栗東方面への利便性を向上させることができる。

担 当：建設部 草津川跡地整備課 整備管理係 TEL：077-561-6867
道路課 管理用地係 TEL：077-561-2390

重点要望(継続)

要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局
滋賀県商工観光労働部 観光振興局



草津川跡地河口部の整備について【県への要望】

要望内容

草津川跡地について、優先整備区間とした区間2および区間5をそれぞれ、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間5）として平成29（2017）年4月に供用開始した。

区間1については、河川管理者である県において一級河川琵琶湖の整備として、平成28（2016）年度から整備工事に着手され、令和元（2019）年度に、自転車歩行者道（左岸）を開通し、令和3（2021）年度は湖岸道路アンダー部を整備いただいた。

引き続き、河川内の整備とその活用、維持管理を検討いただきながら、事業の早期完了について、特段の配慮をお願いしたい。

また、“ビワイチ”のコンテンツのひとつとして“ビワイチ・プラス”の推進とともに、草津川跡地公園（区間2）および草津川跡地公園（区間5）への自転車による周遊につながる施策展開についても併せてお願いしたい。

位置図



湖岸道路アンダー（整備後）

現状と課題

平成28（2016）年度から整備工事を進めていただいているが、河川内の整備や活用、維持管理等については、引き続き地元との調整を進めていく必要がある。

令和元（2019）年度にナショナルサイクルルートに認定され、令和4（2022）年4月1日にビワイチ推進条例が施行された“ビワイチ”に関連したサイクルツーリズムの創出や草津川跡地公園（区間2）および草津川跡地公園（区間5）への自転車による周遊につながる施策、整備により、県内における“ビワイチ”のネットワークを形成する必要がある。

事業実施による効果

- 1 親水空間や災害時の緊急輸送道路としての機能が発揮されることで、事業効果を発現できる。
- 2 県が目指している自転車の安全なサイクルルートの確保により利便性が向上し、“ビワイチ”に関連したサイクルツーリズムが国内外へのPRにつながり、サイクルツーリズムを通じた新たな事業展開により、市内はもとより、県内外のにぎわいや地域活性化につながる。
- 3 “ビワイチ”に関連した新たな観光事業をはじめ、周辺地域と連携した回遊性向上に向けた事業を実施することにより、新たな地域活性化の仕組みづくりにつながる。

担 当：建設部 草津川跡地整備課 整備管理係 TEL：077-561-6867
環境経済部 商工観光労政課 商業観光係 TEL：077-561-2351